一般社団法人日本庭園協会定款

第１章　総　則

（名称）
第１条　この協会は、一般社団法人日本庭園協会と称し、英語の名称を The Garden Society of Japan とする。
（事務所）
第２条　この協会は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第２章　目的と事業

（目的）
第３条　この協会は、庭園、公園、園芸及び風致に関する研究と技術並びにこれに関する趣味の普及、及び発達を図ることを目的とする。
（事業）
第４条　この協会は前条の目的を達するために下記の事業を行う。
（１）庭園、公園、園芸、風致等の鑑賞
（２）庭園、公園、園芸、風致等の研究
（３）庭園、公園、園芸、風致等の維持、発展に関する技術の研究
（４）文化財庭園等の調査及び修復
（５）機関紙その他の図書の刊行、研究会、講演会、講習会、見学会等（以下、「諸会合」という。）の開催
（６）前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業
２　前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第３章　社員等

（会員の種別）
第５条　この協会の会員は、次の４種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。
（１）正会員　この協会の目的に賛同し、別に定める会費を納めて事業活動に参加する者
（２）特別会員
①名誉会員　この協会に功労があったと理事会が認め、会長が推薦した者
②維持会員　この協会の目的に賛同し、別途定める維持会費を納める者
③学生会員　この協会の目的に賛同し、学生の資格を有し、別途定める学生会費を納める者
（会員の資格の取得）
第６条　正会員、維持会員及び学生会員となるためには、理事会において別途定める入会申込書に入会金及び年会費を添えて申込み、理事会の承認を得なければならない。
（入会金及び会費）
第７条　正会員は、社員総会において別途定める入会金及び会費を納入しなければならない。
２　維持会員は、社員総会において別途定める維持会費を納入しなければならない。
３　学生会員は、社員総会において別途定める学生会費を納入しなければならない。
（会員等の権利及び義務）
第８条　正会員及び特別会員は、機関紙の配付を受け、この協会が開催する諸会合に参加することができる。
２　正会員及び特別会員は、本定款で定める義務を負うほか、この協会の名誉・信用を守り、この定款規定の目的及び事業の発展に努める義務を負う。
（任意退会）
第９条　正会員及び特別会員は、理事会において別途定める退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。
（除名）
第10条　正会員及び特別会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。
（１）この定款その他の規則に違反したとき。
（２）この協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
（３）その他の除名すべき正当な事由があるとき。
（会員資格の喪失）
第11条　前２条の場合のほか、正会員及び特別会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
（１）会費の納入が継続して１年以上なされずかつ理事会がそれを猶予しない旨決議したとき。
（２）当該正会員及び特別会員が死亡若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
（３）被後見人又は被保佐人になったとき。
（４）総社員が同意したとき。
（会員資格喪失に伴う権利及び義務）
第12条　正会員及び特別会員が前３条の規定によりその資格を喪失したときは、この協会に対する正会員及び特別会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。
２　この協会は、正会員及び特別会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第４章　社員総会

（種類）
第13条　この協会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の２種とする。
（構成）
第14条　社員総会は、すべての正会員をもって構成する。
２　社員総会における議決権は、正会員１名につき１個とする。
（権限）
第15条　社員総会は、次の事項について決議する。
（１）会費及び入会金の金額
（２）会員の除名
（３）役員の選任又は解任
（４）役員の報酬の額又はその規定
（５）各事業年度の決算報告の承認
（６）定款の変更
（７）解散
（８）前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項
（開催）
第16条　定時社員総会は、毎年１回、毎事業年度終了後３か月以内に開催する。臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。
（招集）
第17条　社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
２　総正会員の議決権の５分の１以上を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。
３　社員総会の招集通知は、会日より１週間前までに正会員に対して発する。
（議長）
第18条　社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した理事の中から議長を選出する。
（決議）
第19条　社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。
（１）会員の除名
（２）監事の解任
（３）定款の変更
（４）解散
（５）その他法令で定められた事項
３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
（議決権の代理行使）
第20条　社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について議決権行使書面をもって表決をなし、若しくは他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類をこの協会に提出しなければならない。
（議事録）
第21条　社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　議長及び出席した正会員又は理事のうち２名以上が、前項の議事録に記名押印する。

第５章　役員

（役員の種類及び員数）
第22条　この協会に、次の役員を置く。
（１）理　事　15名以内
（２）監　事　３名以内
２　理事のうち、１名を会長、２名を副会長、４名以内を常務理事とする。
３　前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって業務執行理事とする。
（選任等）
第23条　理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
２　会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
（理事の職務及び権限）
第24条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
２　会長は、法令及びこの定めるところにより、この協会を代表し、その業務を執行する。
３　副会長は、会長を補佐し、この協会の業務を分担執行する。
４　常務理事は、この協会の業務を分担執行する。
５　会長及び常務理事は、毎事業年度に４カ月を超える間隔で年に２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
（監事の職務及び権限）
第25条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
（役員の任期）
第26条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
２　監事の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
４　理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。
（役員の解任）
第27条　理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。
（役員の報酬等）
第28条　理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
（役員の除名）
第29条　この協会に名誉会長１名、顧問及び相談役各若干名を置くことができる。
２　名誉会長は理事会の決議を経て会長が推薦する。
３　顧問及び相談役は理事会の推薦により会長が依嘱する。
４　名誉会長、顧問及び相談役は重要な会務について意見を述べ、会長の諮問に応ずる。

第６章　理事会

（構成）
第30条　この協会に理事会を置く。
２　理事会は、すべての理事をもって構成する。
（権限）
第31条　理事会は、次の職務を行う。
（１）この協会の業務執行の決定
（２）理事の職務の執行の監督
（３）会長、副会長、常務理事の選定及び解職
（招集）
第32条　理事会は、会長が招集する。
２　会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
３　理事会を招集するには、役員に対し、少なくとも１週間前までに会議の目的である事項並びに日時及び場所を示し、招集の通知を発しなければならない。
（議長）
第33条　理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故等による支障があるときは、その理事会において、出席した理事の中から議長を選出する。
（決議）
第34条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。
（議事録）
第35条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第７章　評議員及び全国評議員会

（構成）
第36条　この協会には評議員及び全国評議員会を置く。
２　全国評議員会は、すべての評議員をもって構成する。
３　その他、本定款に定める他評議員及び全国評議員会に必要な事項は　社員総会においてこれを定める。
（選任）
第37条　評議員は、社員総会の決議によって選任する。
（権限）
第38条　全国評議員会は、会員の活動の実情を集約し、理事会の業務執行に資するよう報告をし、理事会又は社員総会に対し参考意見を述べることができる。
（召集）
第39条　全国評議員会は、会長が召集する。
（議長）
第40条　全国評議員会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故等による支障があるときは、副会長がこれに当たる。
（議事録）
第41条　全国評議員会の議事については、議事録を作成する。

第８章　資産及び会計

（事業計画及び収支予算）
第42条　この協会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。
（事業報告及び決算）
第43条　この協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
（１）事業報告
（２）事業報告の附属明細書
（３）貸借対照表
（４）損益計算書（正味財産増減計算書）
（５）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号の書類については、定時社員総会に報告するものとする。ただし、一般社団法人法施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第１号の書類を除き、定時社員総会の報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。
３　第１項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に５年間備え置きするとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
（事業年度）
第44条　この協会の事業年度は毎年１月１日に始まり、その年の12月31日に終わる。

第９章　定款の変更及び解散

（定款の変更）
第45条　この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。
（解散）
第46条　この協会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。
（剰余金）
第47条　この協会は、剰余金の分配を行わない。
（残余財産の帰属）
第48条　この協会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、この協会と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第５条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章　公告の方法

（公告の方法）
第49条　この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第11章　附則

第50条　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の整備等に関する法律第１２１条第１項において読み替えて準用する同法第１０６条第１項に定める一般法人の設立登記の日から施行する。
２　この協会の最初の会長は、金子直作とする。
３　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の整備等に関する法律第１２１条第１項において読み替えて準用する同法第１０６条第１項に定める特例民法法人の解散登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第44条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。